



わが国では高齢化が急速に進み、2036年には3人に1人が高齢者（65歳以上の人）になると予測されています。いくつになっても、一人ひとりが社会の一員として認められ、生きがいをもって豊かに暮らせるような社会づくりが求められています。

また、加齢による判断能力や身体機能の低下などから介護を必要とする人が増えています。たとえ介護が必要になってもその人の尊厳が守られなければなりません。

I

高齢者の人権保障のあゆみ

世界の取組

急速な高齢化に伴って生じる社会的・経済的な諸問題に対して、国際社会が取組を始めたのは1960年代からでした。1982年（昭和57年）には、ウィーンで高齢者問題世界会議が開催され、各国の高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。この計画の前文では、「世界人権宣言にうたわれた基本的で奪うことができない権利が、高齢者に完全にかつ制限されることなく認められる」ことを再認識するとともに、「高齢者はできる限りそれぞれの家族や社会の中で、欠くべからざる構成員として評価されつつ、充実し健康で安全でかつ満足のゆく生活を享受することが可能であるべき」と述べています。

また、1991年（平成3年）に国連総会は「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の5つの項目についての原則を掲げました。さらに、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」と定め、高齢者のための5つの原則の実現に向けての取組が強化されました。

日本の取組

1950年代後半から始まった高度経済成長のもとで、核家族化と都市化が進行し、家族や地域社会による扶養・介護機能が低下したため、老後の生活や医療の保障に向けた各種の取組が進められました。老後の所得保障に関して国民皆年金を制度化する「国民年金法」が1959年（昭和34年）に制定され、さらに、1963年（昭和38年）には、所得保障を除く包括的なサービスに関わる法律として「老人福祉法」が制定されました。

1989年（平成元年）には、高齢者介護サービスの整備目標量を掲げた「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定されました。翌年には老人福祉法など関係する法律の改正により、在宅ケアのための公的支援措置の拡充が図られるとともに、それまで国を中心としたサービスから市町村単位のサービス体制へと転換が図られました。1995年（平成7年）には、「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の基本理念や総合的な施策の基本的方向が示されました。同年、介護サービスの増大と多様化に対応するため「新ゴールドプラン」が策定されました。

1998年（平成10年）には、ゴールドプラン後の高齢者福祉を推進する軸として「介護保険法」が成立し、2000年（平成12年）4月から介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が始まりました。また、民法の一部改正等により、同時期から新しい「成年後見制度」も始まり、認知症高齢者等で判断能力の不十分な人の権利擁護に関わる取組が進んでいます。

さらに、2006年（平成18年）4月には高齢者への虐待の防止と発見者の通報義務などを定めた「高齢者虐待防止法」が施行されました。

滋賀県の取組

滋賀県では、高齢者が地域社会を支える有力な一員として貢献し尊ばれながら、安心して生き生きと豊かな生活を送れるような活力ある社会を「レイカディア」と表現しています。1987年（昭和62年）には「レイカディア10か年プラン」を策定し、高齢化対策の総合的な推進を図りました。1994年（平成6年）には「滋賀県高齢者保健福祉計画（湖国しがゴールドプラン）」を、1996年（平成8年）には「レイカディア新指針」を策定し、超高齢社会に向けて安心して豊かに暮らせる活力ある社会づくりをめざした取組を進めました。

レイカディアとは

レイク（Lake＝湖）とアルカディア（Arcadia＝古代ギリシャ奥地の景勝・理想郷）を合成した造語で「湖の理想郷」を意味する。

また、介護保険制度の導入を受けて、2000年（平成12年）には「滋賀県高齢者保健福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画（淡海ゴールドプラン2000）」を策定し、2003年（平成15年）にはこれを改定して、介護基盤の整備ときめ細やかな高齢者保健福祉施策の推進に取り組んできました。

さらに、2006年（平成18年）には、介護保険制度の改正や認知症高齢者の顕在化など、新しい仕組みや課題に柔軟に対応するため「レイカディア新指針」と「淡海ゴールドプラン（2003年改訂版）」を一体のものとして見直した「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」（最終改定：2021年（令和3年））を策定し、介護保険事業の主体である市町や関係団体等とともに、2040年のめざすべき姿を描きながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実をめざして取組を進めることとしています。



高齢者の人権と介護

介護を受ける人の人権を考える

加齢等による心身機能の低下や、認知症で介護を必要とする高齢者が増加しています。介護が必要になっても、個人としての尊厳が保たれ、孤独に陥ったり社会から疎外されることがないように周囲の配慮が必要となります。また、その人が必要な保健・福祉・医療のサービスを自らの意思で選択できるようにすることが大切です。

住み慣れた地域で必要な支援や介護サービスを受けながら、その人自身の能力が最大限に生かされ、その人なりの自立した生活を送ることができるよう、社会全体で支援することが求められています。

■ デイサービス（通所介護）の実施状況（滋賀県医療福祉推進課）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施施設数 (箇所)	通所介護	283	276	272
	地域密着型 通所介護	295	295	289
年間延べサービス 利用回数(回)	通所介護	1,637,822	1,671,520	1,626,270
	地域密着型 通所介護	627,401	645,071	634,295
利用者実人員 (3月末現在)(人)	通所介護	13,324	13,588	13,141
	地域密着型 通所介護	5,598	5,840	5,531
利用者一人当たり の月利用回数(回)		9.98	9.94	10.09

高齢者を虐待から守るために

平成18年4月から高齢者虐待防止法が施行されました。虐待といっても縛る、つねる、たたくなどの身体的暴力や、食事を与えない、おむつを替えないなどの介護放棄、じゃまもの扱いや高齢者の気持ちを傷つける暴言といった心理的なもの、年金を取り上げるといった経済的なものなどさまざまです。何が人としての尊厳を傷つけることになるのかを考え、その人を尊重することが大切です。

また、介護施設等においては、高齢者が徘徊したり、車いすやベッドから落ちてけがをしないように、ベルトで車いすに縛ったり、ベッドを柵で囲んだり、鍵をかけて部屋から出られないように身体を拘束して、本人の意思に反して行動を制限していたことがありました。こうした行動の制限は、人権侵害という観点から問題があるだけでなく、高齢者の身体的機能を低下させ、寝たきり等につながるおそれもあることから、介護保険制度の実施に伴い介護施設等での身体拘束の禁止が定められました。このほかにも、施設においては、その人のプライバシーが守られるようきめ細やかな配慮が求められています。

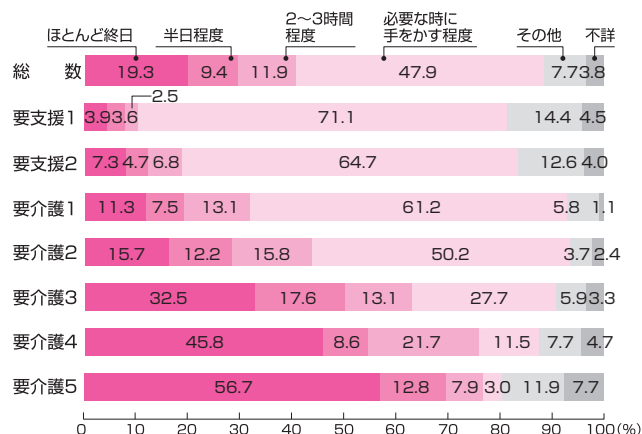
介護をする人の人権を考える

介護は長期間にわたることが多いため、特定の人に任せきりにすることがないように、家族や親戚、地域で助け合うことが大切です。また、介護保険制度等を有効に活用して、介護をする人にも気分転換や休養ができるよう配慮されなければなりません。

介護をする人が気持ちや時間にゆとりをもつことは、介護される高齢者の意思を尊重するゆとりある介護を続けるために不可欠なことです。介護をする人の人権が尊重されることは、介護される人の尊厳も保たれることになるのです。

■ 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」2019年 注：「総数」には要介護度不詳を含む。



認知症高齢者を支えるために

「認知症」とは、何らかの原因で脳の神経細胞が壊され、認知機能が低下し、生活に支障をきたす状態をいいます。

その特徴は一般的に、

- ① 記憶の障害があること
- ② 記憶以外の認知機能の障害があること
- ③ その障害によって、社会的・職業的に支障をきたすこと

といわれています。

介護する側からみると認知症の人の理解できない言動について、つい、しかったり間違った対応をして互いに傷つく結果になってしまうことが多くあるようです。認知症になっても、その人がその人らしく生活できるよう、認知症を正しく理解し、みんなで支えあいましょう。

● 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症や一人暮らしの高齢者が住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などのサービスがあります。

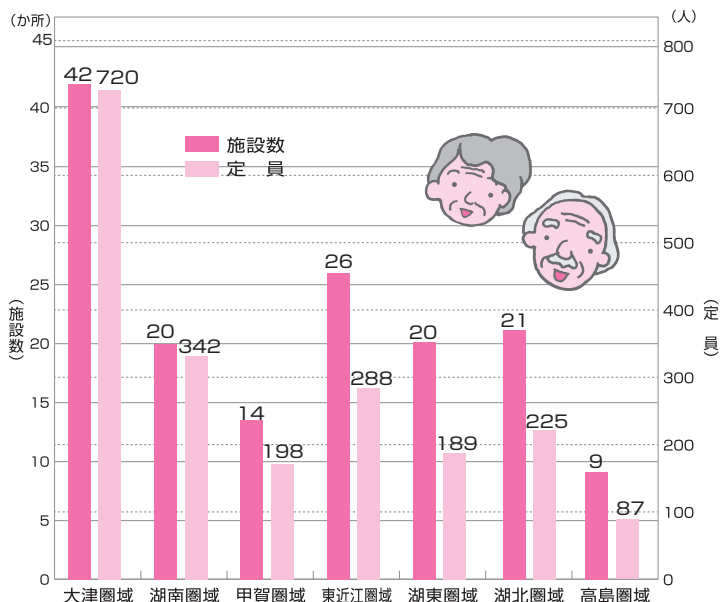
「住み慣れた地域の中で馴染みの人間関係などを継続しながら暮らし続ける」ようなサービスを受けることができ、家庭的な落ち着いた雰囲気の中で、精神的に安定して暮らせるため、認知症の進行を遅らせるなど、認知症高齢者に対する有効なケアのひとつです。

加齢に伴う物忘れと認知症の物忘れはどう違うの？

「加齢による物忘れ」は、名前が思い出せない、物を置いた場所を忘れる等、体験の一部を忘れることです。しかし、認知症による物忘れは食事をしたことを忘れてしまうなど体験全体を忘れることが特徴です。直前までしていたことを忘れてしまうため、生活の流れがとぎれてしまい会話や行動にずれがみられ、生活に支障をきたします。また、忘れていることを自覚しにくいいため、周囲の人とトラブルになったりもします。

■ 認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

令和4年3月末現在（滋賀県医療福祉推進課）



地域で高齢者を支える

各市町では、高齢者ができるだけ介護を必要としない状態で住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、運動能力の向上や栄養改善、口腔ケア、認知症予防などの介護予防事業に取り組んでいます。介護予防に取り組むことは、高齢者のもっている能力が生かされ、その人らしい自立した生活を送るために必要です。

また、加齢に伴う心身の機能の衰えにより、高齢者の生活に何らかの支障が生じてくることもありますが、このようなときにも、身近な人の手助けがあれば、それまでの日常生活の水準を保つことができます。

今後、ますます高齢者の一人暮らしや高齢者だけで暮らす世帯が増えてくることから、身近な地域で支援することが重要となります。最近では、市町や住民団体、NPO、事業者による食事サービス、外出の際の手助け、掃除・洗濯等の家事支援など、地域で高齢者の生活を支える取組が行われています。

ライフステージに応じた健康づくりを

健康は誰もが生涯を通じて願っていることです。そのためには、自分の健康は自分で守るという意識をもち、一人ひとりにあった健康づくりや生活習慣の見直しが大切です。年々、健康寿命（認知症や寝たきりでない状態で生活できる期間）は伸びており、より健康で生き生きと暮らせる社会の実現をめざして、個人の力と社会の力を合わせて取り組むことが求められています。



III

高齢者の権利擁護を考える

加齢や障害によって判断能力が衰えると、身の回りのことや財産管理などができなくなったり、福祉や介護サービスの申し込み方がわからなかったりして、地域で自立した生活を送れなくなることがあります。

このような人々の権利を擁護し、各種サービスの適正な利用を援助するのが「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業」です。

成年後見制度とは

認知症高齢者、知的障害者など判断能力が不十分な人について、家庭裁判所が適任であると認めた人を後見人を選任し、財産や権利を保護する制度です。

● 成年後見制度

2000年(平成12年)4月に新しい成年後見制度が創設され、本人の意思を尊重しながら多様なニーズに対応できるようになりました。

それまでの制度は、対象者が重い精神上的の障害がある人に限定されていたり、保護者である後見人・保佐人を1人しか置くことができないなど、保護体制が十分ではありませんでした。

新たな制度では、事前に自分で任意後見人を選ぶ「任意後見」が創設されました。また、保護が必要となった後に家庭裁判所が本人の判断能力の程度によって後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」があります。

任意後見とは

判断能力が十分あるうちに、将来判断能力が衰えたときの財産管理や身上監護について、後見人として依頼するべき人と事前に契約をしておくという制度です。

地域福祉権利擁護事業とは

地域福祉権利擁護事業とは、認知症や知的障害、精神障害のある方などが、福祉サービスの利用や日常の金銭管理など日常生活を営む上で必要なことを自分で判断し、生活していくことに不安がある場合に支援を行う制度です。最寄りの地域包括支援センターや市町社会福祉協議会(社協)にご相談ください。

地域福祉権利擁護事業について

● 対象

認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分で自己の能力でさまざまなサービスを適切に利用することが困難な人

● 内容

福祉や介護サービスの利用援助、暮らしに必要なお金の支払いや受け取りに関すること、通帳や印鑑・大切な書類の保管に関すること など

* 実際にお手伝いするのは市町社協の専門員や生活支援員です。

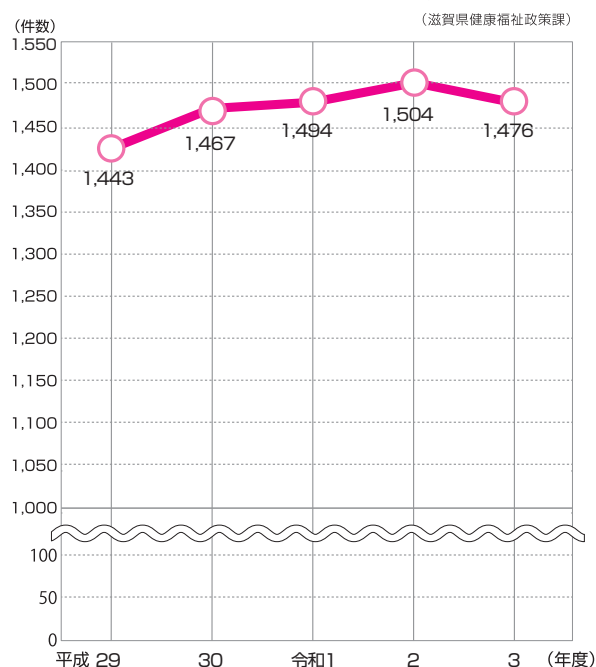
● 手続き

申し込み → 調査・調整・計画策定 → 契約 → 支援の開始(有料)

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の違い

成年後見制度が財産管理と身上監護に関する契約に関係した法律行為全般を援助するのにに対し、地域福祉権利擁護事業では、比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理などの援助を行います。

■ 地域福祉権利擁護事業の県内利用件数



● 特殊詐欺・悪質商法被害から高齢者を守るために

近年、高齢者を対象としたオレオレ詐欺や携帯電話へのメールによる架空料金請求詐欺等の特殊詐欺被害が多発しています。また、「無料で〇〇の点検・診断をします」などと言って訪問し、必要のない商品やサービス売りつける「点検商法」や「悪質リフォーム」の被害に遭う高齢者も増えています。いずれも高齢者だけの世帯や昼間に高齢者しかいない世帯が増えていることが背景にあります。

不審な電話やメールが届いたり、突然の訪問販売等、「怪しいな」と感じたらすぐ、家族や知人、警察に相談するようにしましょう。電話勧誘や訪問販売で、あまりにも強引な販売行為や虚偽説明があった時には、クーリング・オフ（一定期間内なら無条件で解約できる制度）期間経過後でも解約できる場合がありますので、すぐに最寄りの消費生活センター等の相談窓口にご相談しましょう。

なお、被害を未然に防ぐには、高齢者自身が気をつけるだけでなく、家族間で普段から連絡を取り合うなど周囲の人の協力や見守りが必要です。特に判断能力の衰えた高齢者の財産等を特殊詐欺や悪質商法から守るためには、周囲の人の支援とともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用についても検討しましょう。



IV 高齢者の社会参加と生きがい

高齢者の意思の尊重

高齢という理由だけで、高齢者の行動を制約していないでしょうか。高齢者のためと思ってしたことが、ときには高齢者の新たな可能性や社会参加の機会を奪うことになるかもしれません。

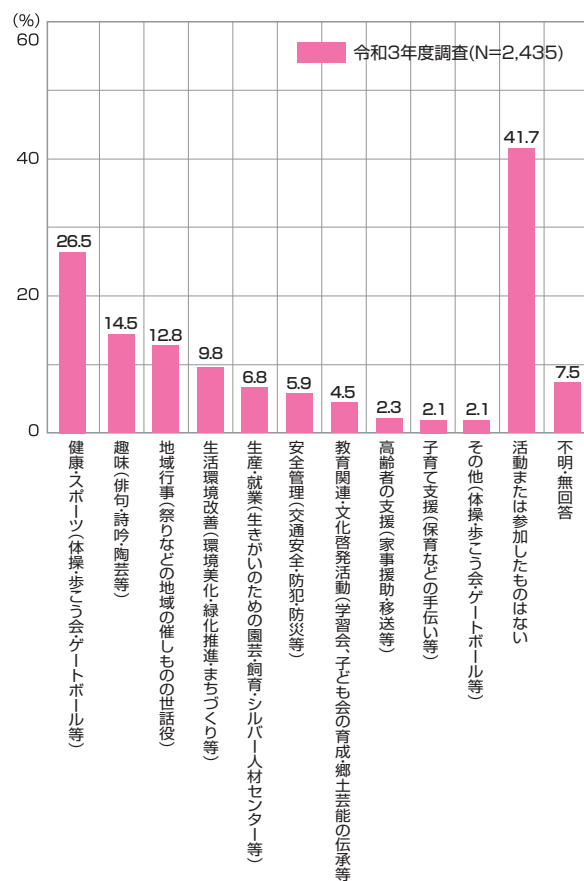
高齢者の価値観や行動様式はますます多様化しており、いくつになっても、高齢者の意思が尊重され、その豊かな人間性と知識、経験、能力が十分生かされるよう、高齢者が多様な活動に参加する機会が確保され、健やかで充実した生活を営むことができるようにすることが大切です。

社会参加と生きがい

多くの高齢者は、健康であれば、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じ、「生涯現役」でありたいと願っています。それは、一人ひとりの生きがいにつながり、豊かな人生のために大切なことです。その実現のためには、心身共に健康を保つための自己管理とその支援、社会保障制度の充実が求められます。

■ 過去1年間に参加した社会活動

内閣府 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査(令和3年度)



高齢者の就労

高齢者が、これまで培ってきた経験や知識・技能を生かしながら、地域社会の一員としてその役割を果たし、高齢期の生活を生きがいのある充実したものとするためにも、働く意欲のある人が、就労を通じて社会参画ができるよう、就労機会の拡充や情報提供、相談体制の充実に努める必要があります。現在、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの定年引き上げまたは定年制の廃止等の努力義務が定められています。

また、最近では、高齢者が自ら新しい事業を興したり、グループで働いたり、短時間勤務、在宅勤務をするなど高齢者の働き方も多様になってきました。今後ますますそれぞれの人にあった働き方が選択できるようになることが求められます。

● 生涯学習や地域貢献

高齢者にとっての学習やスポーツ、文化活動などは、健康の維持・増進、社会への参加の機会を生み出し、高齢者の生活を豊かにすることに役立っています。生涯学習等を通じて生きがいのあるライフスタイルの実現が求められます。

また、高齢者の中には、自らの知識や経験を生かした地域貢献活動への取組など、地域で新たな役割を見出そうという意欲に満ちた人が増えています。高齢者が健康を保持し、生きがいをもって積極的に社会や地域に貢献していくことができるよう、老人クラブや趣味・目的を共有するグループ等、高齢者組織の育成が大切です。

V

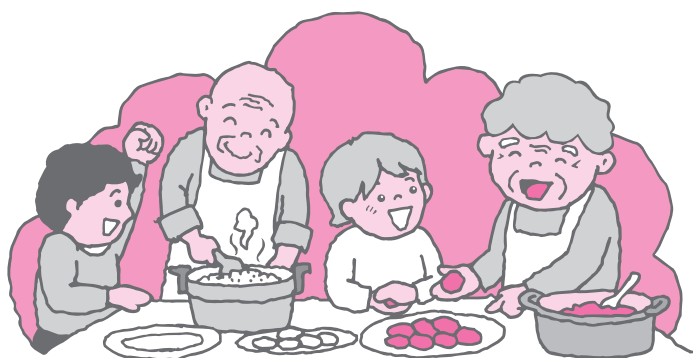
世代を超えた交流

多世代がふれあうために

三世帯世帯が減少し、核家族世帯や高齢者世帯、単身世帯が増えるにつれ、家庭における多世代の交流の機会が少なくなりました。そのためお互いの考え方が理解しにくく、世代間での誤解や偏見が生まれやすくなっています。

そこで、高齢者が社会の一員として敬愛されるよう、また、世代を超えて理解し合えるよう、交流の場をつくることが大切です。

最近では、学校の総合的な学習の時間を活用したり、地域の福祉活動の一環として、高齢者から昔の遊びや伝統文化、生活の知恵等を学ぶ取組が増えています。身近な活動に参加することから会話が生まれ、相互理解が深まるのではないのでしょうか。



多世代交流事業の例

- 昔の遊びの伝承
(竹とんぼ、お手玉、ベーゴマなど)
- わら細工の伝承
(しめなわづくり、わらじづくりなど)
- 手作り料理の伝承
(もちつき、おはぎづくり、みそづくり)
- 昔話や踊りの伝承
(民話、戦争体験、江州音頭など)
- 施設体験
(介助体験、交流会など)
- 在宅独居老人への訪問および招待
(話し相手、手伝い、交流など)